

住家被害認定調査（令和4年福島県沖地震）  
における記録文書写しの紛失について

令和4年4月20日  
郡山市税務部  
資産税課  
課長 和田 光生  
TEL：924-2091

- 1 概要
 

令和4年4月16日(土)午後2時30分ごろ、調査員が当日分の調査を終了し、本庁舎駐車場に到着後、降車する際に、強風に煽られ、用箋挟（バインダー）に挟めていた当日の調査資料（9件分：1件毎にクリアファイルに収納：総数80枚）を落下させてしまい、調査資料が駐車場及び敷地外に散乱いたしました。直ちに散乱した資料を回収しましたが、整理して確認したところ、80枚のうち1枚「昭和50年当時の家屋調査票の写し」の不足が判明しました。
- 2 紛失書類
 

家屋調査票（\*）の写し 1枚（A4両面刷り）  
\* 家屋の新增築時に評価額を算出するための基礎資料。  
記載内容：家屋所在地・建築年月・建築当時所有者・床面積・間取り
- 3 対応
 

紛失判明後、直ちに複数職員で飛散が想定される範囲を捜索したものの、4月20日現在まで発見には至らず届出等もない状況。  
対象者には、4月19日訪問し、内容を説明の上謝罪いたしました。
- 4 再発防止策
 

調査資料等の公文書を庁外等に持ち出す際は、散乱その他を回避するため必ずバッグ等に収納するなど、書類の携帯に関する注意意識をより周知徹底するとともに、個人情報を含む情報管理のプロセスを再確認し遵守・徹底してまいります。